

那珂川市市章取扱規程

(平成 25 年 11 月 1 日規程第 7 号)

改正 平成 30 年 6 月 27 日規程第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、那珂川市市章(以下「市章」という。)を市民及び団体(以下「市民等」という。)が使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(取扱原則)

第 2 条 市章は、市を表象するものであり、その取扱いにあたっては、その意義を失ってはならず、適正かつ慎重に取り扱わなければならない。

(使用条件)

第 3 条 市章は、次の各号に掲げる条件をすべて満たす場合に使用することができる。

- (1) 市を表象する必要があるとき。
- (2) 品位を損なわないものであるとき。
- (3) 営利のために使用しないとき。
- (4) 公序良俗に反しないとき。
- (5) 政治活動、宗教活動及び法令に抵触する活動に関係していないと認められるとき。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員の関与が認められないとき、及びそのおそれがないとき。
- (7) 市の事業と混同されるおそれがないとき。
- (8) 市民等を表象する標示であると誤解されるおそれがないとき。

(使用の申請)

第 4 条 市章の使用承認を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、那珂川市市章使用承認申請書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。

(使用承認)

第 5 条 市長は、前条の申請を承認したときは那珂川市市章使用承認通知書(様式第 2 号)により、承認しないときは那珂川市市章使用不承認通知書(様式第 3 号)により、申請者に通知するものとする。

(使用承認の取消)

第 6 条 市長は、前条の規定により市章の使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当することを知ったときは、当該使用承認を取り消すことができる。

- (1) 使用承認に際し付した条件に違反したとき。
- (2) 使用申請に虚偽又は不正があったとき。

2 前項の規定により使用承認を取り消した場合には、那珂川市市章使用承認取消通知書(様式第 4 号)により使用者に通知するものとする。この場合において、使用者に損害が生じても、市はその補償の責を負わない。

(使用結果の報告)

第 7 条 使用者は、市長が使用結果報告を求めたときは、速やかに報告しなければならない。

(庶務)

第 8 条 市章の使用及び取扱いに関する庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 6 月 27 日規程第 12 号)

(施行期日)

1 この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規程の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができるものとする。